

監査基準報告書 550「関連当事者」の訂正とお詫び

2023 年 6 月 21 日
監査・保証基準委員会

2023 年 1 月 12 日付けで公表いたしました監査基準報告書 550「関連当事者」の本文につきまして、一部誤りがございましたので、お詫び申し上げ訂正いたします。訂正箇所は下記のとおりです。

記

正	誤
<p>《(2) 企業の通常取引過程から外れた関連当事者との重要な取引の識別》 《関連当事者との重要な取引の事業上の合理性の評価》（第22項参照）</p> <p>A37. 企業の通常取引過程から外れた関連当事者との重要な取引の事業上の合理性を評価するに当たって、監査人は、以下の事項を検討することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引が以下に該当するかどうか。 <ul style="list-style-type: none"> － 非常に複雑である（例えば、グループ内において複数の取引関係を有する関連当事者間の取引の場合）。 － 契約条件が通常とは異なる（例えば、通常とは異なる価格、金利、保証、返済条件等）。 － 事業上の合理性が欠如している。 － 従来識別されていない関連当事者が関係している。 － 通常とは異なる方法やスキームで処理されている。 ・ 経営者が取引の内容や処理を取締役会又は監査役等と協議したかどうか。 ・ 経営者が、取引の基礎にある経済的側面を適切に考慮するよりも、特定の会計上の取扱いに、より重点を置いていないかどうか。 <p>経営者の説明が関連当事者との取引の取引条件と著しく矛盾する場合、監査人は、監査基準報告書500「監査証拠」第10項に従って、その他の重要な事項に関する経営者の説明と陳述の信頼性を検討することが要求される。</p> <p>A38. 監査人は、関連当事者の視点から見た当該取引の事業上の合理性を理解しようとすることもある。これは、監査人が、取引の</p>	<p>《(2) 企業の通常取引過程から外れた関連当事者との重要な取引の識別》 《関連当事者との重要な取引の事業上の合理性の評価》（第22項参照）</p> <p>A37. 企業の通常取引過程から外れた関連当事者との重要な取引の事業上の合理性を評価するに当たって、監査人は、以下の事項を検討することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引が以下に該当するかどうか。 <ul style="list-style-type: none"> － 非常に複雑である（例えば、グループ内において複数の取引関係を有する関連当事者間の取引の場合）。 － 契約条件が通常とは異なる（例えば、通常とは異なる価格、金利、保証、返済条件等）。 － 事業上の合理性が欠如している。 － 従来識別されていない関連当事者が関係している。 － 通常とは異なる方法やスキームで処理されている。 ・ 経営者が取引の内容や処理を取締役会又は監査役等と協議したかどうか。 ・ 経営者が、取引の基礎にある経済的側面を適切に考慮するよりも、特定の会計上の取扱いに、より重点を置いていないかどうか。 <p>経営者の説明が関連当事者との取引の取引条件と著しく矛盾する場合、監査人は、監査基準報告書500「監査証拠」第10項に従って、その他の重要な事項に関する経営者の説明と陳述の信頼性を検討することが要求される。</p>

<p>経済的実態や取引が実行された理由を理解するのに役立つことがあるためである。関連当事者の視点から見た事業上の合理性がその事業内容と整合しないと思われる場合、そのような事業上の合理性は不正リスク要因を示していることがある。</p>	
--	--

以 上